

こゝかしこに蘭田ありしかど、小松吳座を専らに用ひしゆゑ、金澤にて産業を止めたり。故に蘭田も廢し、燈火用の燈心も小松の産を用ふといへり。按ずるに、小松吳座は、慶長十七年十二月利光卿能美郡若杉村・八幡村・沖村・不動嶋村・打越村五ヶ村の百姓へ賜はる判書に、爲夫役從慶長六年以疊之表納來之旨、先御證文披見了。於向後彌可爲其分。と載せられたれば、利長卿領知し給ふ以前より事にて、古き産物なる事知られけり。おもふに、能美郡の前田家領内と成りにし後、小松表追々盛に成り、石川・河北兩郡の地なる蘭田は廢止したるならんか。

○物吉町

此の一町は、從前物吉と稱したる異種徒の居住地也。故に物吉町と呼べり。其の地蘭田町の末にて、物吉町と蘭田町とは家屋連櫓せしかど、兩町の堺に僅かなる溝橋ありて、此の小橋を以て經界となしたり。從前は、火食を異にする事嚴重なりしかど、物吉は穢多・隱坊などとはまた異なるゆゑに、家屋を連櫓なして居住せしにや。龜尾記に云ふ。物吉共は、青山氏下邸を此地邊にて賜ふ頃、海邊へ立退かせ

よと微妙公仰せ出されしかど、かつたる共毎日祝儀などもらひに通ふに、海邊にては迷惑致すべくと、青山氏より申立てられけるにより、其儘此地に指置かれたり。故に非常の時は物吉町の者共來て働くを舊例とす。といへり。其の家數は三十五・六戸有りて、石川郡増泉村の肝煎裁許せしかど、明治四年八月廿八日太政官の御達に、穢多・非人等之稱被廢候條、自今身分・職業共平民同様たるべき事。また、

諸府縣へ

穢多・非人等之稱被廢候條、一般民籍に編入し、身分職業共都て同一に相成候様可取扱、尤地租其外除蠲の仕方も有之候はゞ、引直し方見込取調、大藏省へ可伺出事。

辛未八月廿八日

とありて、この御達に依つて平民籍へ編入せられたり。さて此の物吉町の地は、石川郡増泉村の地内なりしゆゑに、右御布令に付き、増泉村の邑民に更に編入せられ、同村の支村と成りたり。但し從前より垣内の者と呼び來れるも、

其の實は増泉村の垣内のよしなるべし。

○物吉之來歴

金澤町會所留記に載せたる元祿六年五月異種徒取調書に、物吉は乞食と違ひ、則物吉の内七兵衛といふ先祖より代々支配せり。佳節吉事の節は、武士・町方より祝儀を申請くるまでにて、平常乞食は致さずといへども、次第に人多く成り、渡世致し兼ねる者は、朝夕乞食をなすに依つて、此分は藤内頭仁藏・三右衛門より乞食札を渡し支配仕。とあり。又文政七年五月藤内頭へ尋問の答書には、癩癩といふは身分の本名にて、武士家・町方等吉事の節は、物吉の名目を以て手の内勸進仕り、或は無宿者にて癩病など煩ひ乞食する者あれば、藤内頭より乞食札を渡し、かつたる共へ引渡し、彼等の垣内に指置かせ、又橋下・門下などに癩者果てたる時は、その死骸を引渡したり。是前々よりの格合なり。とあり。按ずるに、癩癩はかつたるにて、乞兒なり。和名抄乞盜類に、乞兒和名加多井。列子云。齊有貧者。常乞城市。乞兒曰。天下之辱莫過於是。と見ゆ。和訓栞に、かたるは靈異記に乞勾をよみ、倭名抄に乞索兒を訓ぜり。道路のか

たはらなどに居て物を乞へば、傍居といふにや。今俗は癩人かく呼べり。聖武帝時建悲田院於奈良。令孤獨居此。と見ゆ。今般若坂に其の遺址ありて、癩人集り住みて錢を旅人に乞へり。依つて同じく呼べる成るべし。伊勢にて多度かつたるといふは、癩病谷といふ所ありて、其所の人皆病を受く。多度の社の下より瀧流落ちて下る所なりとぞ。毒石などにふるゝ水にや。といへり。平次按ずるに、かたるの名は大和物語・枕草紙・宇治拾遺などに見ゆ、その濫觴は奈良の悲田院より出でたりけん。續日本紀光明皇后の御傳に、設悲田・施藥兩院。以療天下飢病之徒也。とありて、貧人の飢病の者共をば、悲田・施藥の兩院へ入れて療養せしめられたり。右飢病といへるは、所謂癩病なるにより、其の徒をば後々まで癩人或は癩癩とて異種徒となし、之をかたるともかつたるとも呼びなしたるならん。今吾が金澤にて古來物吉と呼び來れる者共は、則ち彼の癩人の胤孫なるにより、かたるともいひ、また穢多・非人も異なりといへるなるべし。龜尾記に云ふ。かつたるを俗に物吉と云ふ。其の初め何者の子孫たる事を知らずといへども、二族